生駒市農業委員会規則第1号

生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月27日

生駒市農業委員会会長 中 田 建 彦

生駒市農業委員会規則の一部を改正する規則

生駒市農業委員会規則(昭和46年12月生駒市農業委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の2号を加える。

- (3) 法第18条第6項の規定による通知に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が指定した事項

第5条第1項中「若干名」を「若干人」に改める。

第8条第2項中「局長補佐」の次に「及び主幹」を加え、同条第5項中「及び局長補佐がともに」を「、局長補佐及び主幹が」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 主幹は、上司の命を受けて局務を掌理し、局員を指揮監督するとともに、局長及び局長補佐がともに不在のとき、又は事故があるときは、その職務を代理する。

第9条中「すべて」を削る。

第13条を次のように改める。

(立入調査をする委員等の身分を示す証明書)

第13条 農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第35条第2項に規定する委員、推進委員又は職員の身分を示す証明書は、次のとおりとする。

第 号

身分証明書

住 所氏 名

 生年月日
 年
 月
 日

 有効期限
 年
 月
 日

上記の者は、生駒市農業委員会のであることを証する。

年 月 日

生駒市農業委員会

(裏)

注意

- 1 この証明書は、農業委員会等に関する法律第35条第2項に規定する身分を示す証明書である。
- 2 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この証明書は、身分を失った場合又は有効期間を経過した場合は、速やかに返還しなければならない。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。